

研究

江戸時代・依伯藩における犯罪について
→甲斐孫作文書による その二

内町の町人十右工門の磔刑

会員 橋本和雄

はじめに

前号(十一月、二一号)では「葛原へ盗人を捕えにゆくこと」を扱ったが、その盗人仁左工門の犯罪内容や刑罰は不明であった。今回は犯罪内容を初めとして、審理の様子、判決及び刑の執行、更には家族へまで及ぼした影響が明確になっていく。「甲斐孫作文書」で、犯罪關係を克明に書いてあるのはこれ一つである。

なお今回は、記述の仕方を若干変えることにした。まず事件の概要を記し、その後原資料を三つに分け、読み下し方式にして書き添える形をとった。この読み下しに誤りがあることは、免懼の念を抱くものである。厳しいご指導をお願いしたい。

本文

(一) 盗人十右工門を召捕り、審理の結果、^{はりつけ}磔の刑と決まる

安永六年丁酉(一七七七年)二月一日、内町に住む町人十右工門は、城下より遠く離れた横川村(現直川村横川)の百姓家に盗みに入り、「銀八〇目」と盗みとるにいたつた。(注一)

このことが発覚し、しらせを受けた足輕八十右工門と

秘玉の儀兵衛は、町人十右工門を召捕り、御会所へと引き立ててきた。二月の月番におたつていた足輕小頭甲斐孫作と同組の足輕の人たぢは、盗人と召捕らるる役所へ連行の知らせを受けて、急ぎ身仕度をととろえ、御会所へかけつけた。

そして、盗人十右工門に対する吟味を始めた。余罪の追究に重きをおいて吟味をすすめたとこそ、中村の家を構える大工職、五郎七の家にも盗みに入つたことも自状した。ここで罪人であることは明白であり、更に余罪をかくしている様子なので、当面「七太宰」とつくり、十右工門をこれに入れ、吟味を続けることにした。(注二)

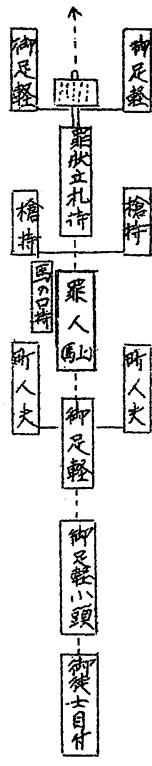
翌日から、十右工門に対して厳しい取調べがすすめられた。連日の取調べには、水責め(注三)を金お構問が加えられ、堪えかねた十右工門は、全ての罪を白状するに及んだ。その中で最も重大なことは、船頭町で二か所、内町足輕増野文七宅、及び中村での附け火、計四件もの放火を白状したことであった。

會罪人十右工門は詰牢に移される一方、十右工門の家内の者への取調べも行なわれた。しかしこちらの方は、何一つ知らぬ様子なのである。

十右工門が入れられた牢の入口の近くには飯番所が設けられ、内町の町人姓名がここに詰め、昼夜交代でもって見張りが行われた。

こうした厳しい警戒が続けられる中で、十右工門に対する処罰の審議がすすめられ、遂にその判決が下された。判決の内容はきわめて厳しく、次のようなものであった。すなわち萬通(よるぞおし)の上、河原にて磔のお仕置(はりつけ)というものである。刑の執行は四月廿七日と決められた。十右工門が逮捕されてから、この日まで八十四日を経過していた。

いよいよ死刑の日がやってきた。足輕小頭甲斐孫作氏、八人の足輕を引き連れ牢舎へ出かけた。重罪人の十右工門に対し、足輕石右工門・庄助両者が縄をかけ、牢より引出し馬に乗せ、鞍にし送りつけ、更に足まで鞆に結びつけた。そして次のような隊列でもって、延刑場へ向かうこととしたのである。



(注一) 現行大飭曆で、三月十日に当る。或ハ八日付は文獻ハ枚約米三升に於

たる。

(注二) 予當然隨であらう。要狀によつて八人から九人、九人から十人、十人から十一人、十一人から十二人に至る。

(注三) 水費及び暮費は禁止し採用せず、掛間では管打(いんげん)石槍(いしやり)海老貝(えびがひ)銅鼓(どむ)の四種に限る。ここには暮費が採用しなかつた。水費は

き位留濟で行つたことには注目したい。

資料(甲斐孫作又書)

安永六丁酉年二月朔日、内所町人十右工門と申す者、横川村百姓家へ盗入り日いり候へつき、御足輕八十右工門御水主儀兵衛が召捕り、御会所へ引出し候へつき、月番小頭甲斐孫作・御足輕と申す支度いとし罷り出で候と、右十右工門段々御吟味なされ候ところ、中村大工五郎七方へも右十右工門日いり、盗及取り候段自状に及び候へつき、早速牢押おさせつけられ、丸太牢に入札申し候。それより日々御吟味これあり、水費め等仰せつけられ候。延、先だつて船頭町・内町・中村にて附火いたしつかまつり候段自状に及び候に付、それより詰牢に仰せつけられ、家内もの共御吟味仰せつけられ候得共、存じ申さず段申し候て相分り申さず。内所町人ども昼夜番仰せつ

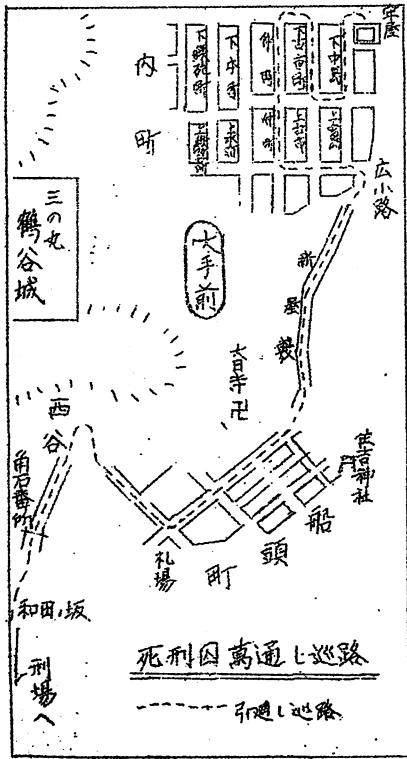
けられ候。

同年四月廿七日右牢より重罪人につき、ここに萬通河原の御仕置仰せつけられ、月番小頭甲斐孫作・御足輕石右工門・庄助・清右工門・八右工門・孫左工門・常七・證右工門・察右工門、又て八人仰せつけられ、小割より右人敷牢屋へ参り、十右工門牢より出し、木戸を左て御番人以外を固め、右右工門・庄助兩人にてさらし縄をかけ、牢屋路次より引出し、外にて馬に乗せ、そのうえ鞆し送りつけ、荒縄にて足ぎ鞆に結びつけ、左の通り堅固にいたす。

- 御足輕壹人同、槍持老入、所人火老入
- 札持老入、馬口符老入、罪人馬乘、御足輕壹人同小頭老入、御徒士自付老入
- 御足輕壹人同、槍持老入、所人火老入

(二) 所内引廻しの上河原にて磔を行なう

重罪人十右工門を「萬通し」として牢舎より延刑場へ連行するたけの行列が通つた。道順は、文面から次のとおりではないかと考へられ。



引廻しは終わった。罪人十右五門を見分小屋前（たが）で馬からおりし、足軽は十右五門を結ぶ縄を、厳しく引きつけてそこに坐らせた。

御徒士目付下川勝左五門はその前に立ち、持参した文書を開き、重々しい声で十右五門に対する判決を讀み渡した。力なくうなだれる十右五門を、御仕置場近くへ引き立てていき、そこで最期の食事と酒が与えられた。死の恐怖におののきながら、もともそと最期の食事は終わった。そして十右五門は磔柱へ結びつけられ、誰の目からもはつきりと見えるように、高くかかげられた。

槍を持った死刑執行人は、磔柱の両側に立ち、命令の下るのを静かに待った。

皆が息をつめて見守る中で、死刑執行の命令は下された。両側から繰り出された槍は脇腹を突き通し、続く第二の槍は喉を貫いた。

十右五門の息がとどえろのを見届けた上で、御徒士目付下川勝左五門へ、死刑執行の終わったことが届けられた。

死刑は終わった。そして十右五門の磔姿は、そのまゝ三日間さらされ、そして取り片付けられたのである。

(注) 附火に對し佐伯藩では「引廻しの上磔の刑」に処している。江戸時代の刑罰は現代のようには「刑法」が整っていないからため、幕府の裁判は慶長以来、随時發布された単行法令や、判決例などを基礎としてなされた。(「法制度」石井良助による)

そうした中で、八代將軍吉宗のとき、「御定書百箇条」が編纂された。ようやくこれさやうどころとして刑罰が行なわれるところとなったのである。ところが御定書百箇条「そのものも、現在残っている文書から見ると、何種類かあり、条文にも多少のずれがある。しかも「御役人の外、他見あるべからざる者也」としてあり、ここにも「依らしむべし、知らしむべからず」という、幕

府の秘密主義、權威主義が貫かれていた。「御定書百箇条」における、附火に對する死刑の規定は、火を通りである。

第七の条 火除御仕置之事

前々よりの例

① 火を附け候もの 火罪

左だし燃え立ち申す候は、引廻しの上

② 人に頼まれ火を付け候もの 死罪

左だし頼み候もの 火罪

③ 物取にて火を附け候もの 引廻しの儀

(中路)

右之分引廻し通り候節、人数の多少に依らず、轡書（しるし）の槍札建て置き申すべく候。もつとも火を付け候所の居所町中引廻しの上火罪申し付くべき事

左だし槍札は三十日建置き申すべく候

(「定本 御定書の研究」奥野考六著による)

御定書百箇条(實際は百三箇条ある)からすれば、十右五門の場合「火罪」に該当すると考えられるが、實際は「引廻しの上磔」であった。ここにも幕府法と藩法のちがいが見られる。(もしかすると「引廻しの上死罪」だが、ここでは確かめるすべもない)

資料(甲斐系作文書1つづき)

中嶋町上横町より古市町下へ下り、中横町より中町通り上、広小路より新屋敷通り、船頭町本所り、西谷小浜氏前通り引廻し、角石より和田坂土橋にて少し見合せ、御徒士目付馬に乗り、それより見分小屋前にて馬よりおろし、その節小頭、御足輕罪人を引廻し、引きおろし、御徒士目付下川勝左五門読み渡し相濟ませ、御仕置所へ引きゆき、この前にて食事・酒など請けさせ相濟まし、罪人磔柱に結びつけ、それより兩人にて左右の脇腹より突通し、喉を突つきり、息切れ候を見届

け、髭左工門へ相届け候。(中略)

古祿 三日過ぎて取り片付け候由。

(三) 欠所の処分—妻子及び妹は「親類預け」となる

十右工門には妻がおり、一人の子どもをもうけていた。それに妹が一人おり、この三人は十右工門の刑執後、現在の津久見市久保浦にある親類へ預ける措置がとられた。当日、足軽小頭山田作兵衛は、足軽二人を召連れて御会所にまかりいで、その命令を受けてから、十右工門の妻子ならびに妹を、久保浦へと伴っていった。(注二)

十右工門の家屋敷及び家財道具は、欠所(注二)の措置がとられた。御徒士目付下川髭左工門と足軽小頭山田作兵衛は、欠所の十右工門の家に出かけて検分をすませた。そして家屋敷の広さ、諸道具類の目録をつくり、御会所へ差出した。このうち諸道具については、「内所」年寄地目付へ預けた。(注三)と、山田作兵衛は四月廿八日の日付けとともに、その「覚」を今も残している。

(注一) 十右工門の妻子と妹の計三人が「親類預け」となっている。このとき「族の誰かが罪を犯せば、身内のもその責任の一端をになう」「縁座制」と意味するものであろうか。しかしこれは「御定書百箇条」の第廿七条—兩人百姓の子は、父死罪、遠隔に相成り候ても構はずし、(御定書の研究)とは異なつた措置である。

縁座制は、江戸時代以前は当然のこととされてきた。したがってこゝでも佐伯藩は、室町・徳川時代からの流れを、また保ちつづけていたといふことが出来る。しかし縁座の意味があると共に、後述の「欠所」とも大きな関連があったと解釈することが妥当だと感ず

(注二) 欠所(調所とも書く)は、罪を受けた人の土地、財産を没収することという。「御定書百箇条」では、欠所について次のように記している。
第三十條 御仕置に成り候もの欠所のこと

(一) 祿 回火罪 曰獄門 曰死罪 凶遠島
(四) 重造放
前々よりの例

右御仕置申しつけ候もの日、田畑、家屋敷、家財とも申し上げべし。中違夜田畑、家屋敷、重造放は田畑ばかり欠所申すべし。家財は中軽とも欠所及びせず。吟味の内藏死致し候とも、吟味つまり御仕置申し付くべきものに決しおき候上、藏死致し候は、伺いに成るべきに訪り御仕置のもの、伺いの上欠所申し付くべき事。(御定書の研究)によ

十右工門の場合「祿」であるから、まさしくこの条文に該当し、「欠所」の措置がとられたことが理解できる。

(注三) 「年寄」「地目付」の名がここに出ている。このことから内所に「年寄」「地目付」が置かれていたことがわかる。

年寄は通常その地区の世話役で、所奉行の指図を受けて様々な仕事をした。地目付は、盗人などを沙汰役である。

ここにでてくる年寄及び地目付が何者かとは不明だが、文面からすると、年寄は内所に一人と思われる。

中津では所を整理し、六組十四町とし各町に年寄が置かれていた。(江戸時代の大名集「久米忠臣著」)このことから分かるように、各藩の所年寄の人数は、あまり多くないようである。

資料(甲斐系作文書一つづき)

一 十右工門妻子、妹三人久保浦親類共へ下されおき候
その節山田作兵衛、御足軽兩人召連御会所へまかり
いで仰せつけられ候。

一 十右工門家屋敷調所おさせつけられ御徒士目付下川
髭左工門、小頭山田作兵衛立ちあい相改め、左の通

算

一 屋敷 壹ヶ所 但 表口 四間、或尺

一 建屋 壹軒 但 裏入 七間五尺

一 庭園 壹軒 但 深行 式間半

一 柵行 三間式尺

(中略)

拾八口

右者眾人十右工門家屋敷・諸道具調所おさせつけられ、見分の左め張り越し吟味仕り候ところ、書面の通り相違御座無く候。七右右諸道具の義は、内所字寄・地目付ともへ預けおき申し候。此段申上げ候 以上

御徒士目付 下川 勝左 丑門 印
小 頭 山田 作兵衛 印

(おわり)

便りの中から

地震と高山海岸のこと

藩江新野野河

吉田 勝一 老より

(上略) 昨年は先生の御尽力で所史ができて、所長は感激して、います。今後は何時々までも所史は保存され役立つことと思ひます。現在の藩江町高山・元嶽海岸のこと、書いてはしなかったことがありました。所史には昔の地震のことは書いてありますが、その時に藩江の背平山が約四分の一が海に沈み、その山の土が高山元嶽の新しい海岸をつくったといひます。

現在の新高敷世付迄までがそれまで一面の海で、藩江行きは通陸及海岸の上の山の中を通つていて、その道は現在もはつきり残つています。

高山海岸現在のすな地は全部海でそれが百五十年も二百年もかかつて追々出来たといふ。と私に祖母たちからも聞いています。

地震によつて自然の地形が変つたこと、他ではあまり例のないことと、藩江所史に書き残したか、と思つてままた書いて見ました。

(下略)

編集者いこう——惜しいことでした。宝永四年(約三〇年前)か、で

なげ北代安政元年(百三十四年前)の地震でしょうか。今度藩江に

探訪記録

御土碑文巡り (一)

相江 野々下留蔵の碑

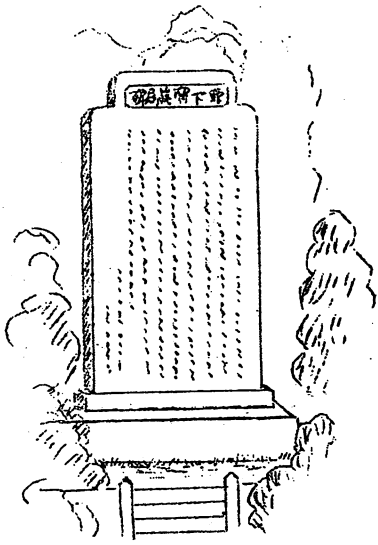
会員 山本 保

佐伯市相江區、江國寺(禪宗)の境内、左手一段高いところ、次のような「野々下留蔵記念碑」が佇んでいます。

(注) 原文のままであるが、読者の便を考へて句読点を加へ、且つ文意を汲んで段落と設けたことをお断りしておきます。記念碑の様式はおおよそスケッチのようです。

碑面・文字

野々下留蔵君碑



野々下留蔵君碑 (相江 江國寺境内)

昭和二十年六月二十九日、米國ノ飛行機門司市(注現在北九州市門司區)ヲ攻撃シ、至ル所ニ極威ヲ逞シクシ、明治屋支店モ亦烈火ノ襲フ所

(文ニエツリ)